

精神科救急身体合併症転院事業実施要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱（平成8年4月1日制定。以下「要綱」という。）第10条に基づき、神奈川県（以下「甲」という。）、横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が精神科救急身体合併症転院事業を実施するために必要な事項を定める。
- 2 本事業は精神科救急医療体制により入院した患者のうち受入病院において対応が困難な身体疾患を有するもの及び精神科病院において地域の医療連携により転院が困難な身体疾患を有するものを身体合併症専用病床に転院させ、もって精神科救急医療体制を円滑に運用し、必要な医療を提供することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「身体合併症」とは、精神疾患を持つ患者の身体疾患をいう。
 - (2) 「受入病院」とは、精神科病院から身体合併症患者の転院を受け入れる専用病床を持つ病院をいう。
 - (3) 「依頼元病院」とは、身体合併症患者の治療を希望し、甲、乙、丙又は丁に対し受入病院への転院依頼をする病院をいう。
 - (4) 「転院」とは、依頼元病院から受入病院の専用病床へ転院することをいう。
 - (5) 「再転院」とは、身体合併症治療後、受入病院の専用病床から依頼元病院へ帰院すること又はその他の医療機関へ転院することをいう。
 - (6) 「搬送」とは、病院等が患者を輸送することをいう。
 - (7) 「基幹病床」とは、基幹病院が確保する受入病床をいう。
 - (8) 「所管自治体」とは、事業の対象となる患者を所管する自治体をいう。

(所管自治体)

- 第3条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出、第27条第2項の規定による措置診察及び第34条の規定による移送を経た患者（後方移送後を含む。以下この条において同じ。）にあつては、当該申請、通報並びに届出を受けた自治体、措置診察を実施した自治体又は移送を実施した自治体を所管自治体とし、その他の患者にあつては、当該患者の住所地が神奈川県内の場合はその住所地を所管する自治体を所管自治体とし、当該患者の住所地が神奈川県外の場合は、依頼元病院の住所地を所管する自治体を所管自治体とする。

(対象患者)

- 第4条 この事業の対象となる患者は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県精神科救急医療体制（警察官通報等、二次救急、後方移送）により精神科病院に入院している身体合併症のある患者であって、積極的な入院加療を必要とする者又はその疑いがあり精密検査等を必要とする患者
 - (2) 神奈川県精神科救急医療体制によらず精神科病院に入院している身体合併症のある患者であって、精神症状を有するため地域の医療連携により転院困難な患者
- 2 前項各号の患者のうち、結核等空気感染のおそれがある感染症に罹患し、発症している患者及びリハビリテーションのみを転院の目的とする患者は対象としない。

（依頼元病院）

第5条 依頼元病院は、一般社団法人神奈川県精神科病院協会に所属する会員のうち、神奈川県精神科救急医療体制に協力している病院とする。

（受入病院）

第6条 受入病院は、横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「市大センター病院」という。）及び社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「東部病院」という。）とする。

- 2 身体合併症専用病床は、みなと赤十字病院が10床、市大センター病院が2床、東部病院が2床を確保するものとする。

（受入れの優先順位）

第7条 第4条に定める患者の転院の受入の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県精神科救急医療体制により基幹病床を利用している患者
 - (2) 神奈川県精神科救急医療体制により精神科病院に入院している患者（前号に規定する者を除く。）
 - (3) 神奈川県精神科救急医療体制によらず精神科病院に入院している患者
- 2 前項のほか、身体及び精神症状の程度、入院形態等を考慮し受入順位を決めることとする。

（転院の依頼）

第8条 依頼元病院は、患者の転院を依頼する場合は、所管自治体へ依頼をするものとする。

- 2 所管自治体は、転院の依頼を受けた場合、本事業の対象患者であることを確認した上で、依頼先となる受入病院を決定する。
- 3 所管自治体は、決定した受入病院に受入依頼を行い、転院の可否について決定の上、依頼元病院に口頭で通知するものとする。
- 4 第4条第2項に該当する患者の場合は前項の規定は適用せず、本条第2項により決定した受入病院に、依頼元病院が受入依頼を行う。当該受入病院は転院の可否を決定し、結果を依頼元病院へ口頭で通知の上、当該自治体へ報告するものとする。

5 依頼元病院が転院を依頼する場合は、所管自治体に精神科身体合併症転院依頼票（第1号様式）を提出する他、必要に応じて次の各号に掲げる書類等を提出するものとする。

- (1) 診療情報提供書
- (2) 各種検査結果データ、撮影フィルム等
- (3) その他、所管自治体が必要と認めるもの

6 受入病院の基幹病床を利用している患者については、第1項の規定にかかわらず、所管自治体から当該受入病院に対し、当該患者を身体合併症専用病床に転床させることを依頼することができる。この場合においては、前項の規定は適用しない。

（受付及び転院日時）

第9条 転院の依頼を受け付ける時間及び転院は、平日に行うものとする。

（誓約及び同意書）

第10条 依頼元病院は、転院の依頼時に誓約書（第2号様式及び第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する誓約書は、第2号様式を所管自治体に、第3号様式を受入病院に提出するものとする。
- 3 患者の家族等は、転院時に同意書（第4号様式及び第5号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項に規定する同意書は、第4号様式を所管自治体に、第5号様式を受入病院に提出するものとする。

前項に関わらず、基幹病床からの転院患者については誓約書及び同意書は不要とする。

（再転院時の病床確保）

第11条 依頼元病院は、身体合併症治療後の再転院のための病床を、責任を持って確保し、所管自治体又は受入病院から再転院の連絡があったときは、速やかに当該患者を受け入れなければならない。

- 2 やむを得ない理由により依頼元病院へ再転院できない場合は、依頼元病院が他の適切な医療機関等に対し転院の調整をするものとする。
- 3 基幹病床から転院した患者について受入病院から再転院の連絡があった場合においては、第1項の規定にかかわらず、所管自治体は、要綱第9条の規定により、速やかに当該患者を平日輪番病院等へ後方移送させるものとする。

（転院及び再転院の搬送）

第12条 転院時及び再転院時の搬送及びその調整については、依頼元病院が実施するものとする。

- 2 転院時及び再転院時の搬送には、必ず依頼元病院の医師又は看護師が付き添い、患者の健康状態について責任を持つものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、再転院時の搬送について、患者の安全が確保される場合は、医師又は看護師以外の者が付き添うことができる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により基幹病床から転院した患者を再転院させる場合は、所管自治体が搬送を行うものとする。
- 5 法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院患者であつて、依頼元病院の医師により移送車で安全に搬送できると判断された患者については、移送車を使用できるものとする。

(受入病院の責務)

第13条 受入病院は、所管自治体の依頼に応じ、患者を専用病床に受け入れ、精神科疾患の治療とともに身体合併症の治療を行わなければならない。

- 2 受入病院は、専用病床がこの事業で受け入れた患者で満床の場合又は患者の疾病に対して病院の医療機能上対応ができない場合を除き、所管自治体から依頼のあった患者を受け入れなければならない。
- 3 受入病院は、再転院時に必要な医療情報を所管自治体及び依頼元病院へ提供しなければならない。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、依頼元病院のみへの提出で差し支えない。

(受入協力料)

第14条 受入病院が患者を受け入れた場合、所管自治体が受入病院に対して、受入協力料を支払うものとする。

- 2 受入協力料は1件あたり52,963円とする。
- 3 受入協力料は、4半期ごとの実績払いとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、みなと赤十字病院に対し乙が負担する受入協力料については、年度当初に横浜市みなと赤十字病院政策的医療交付金として交付できるものとする。

(病床確保料)

第15条 所管自治体は、第6条第2項に定める専用病床の確保について、受入病院に対して病床確保料を支払うものとする。

- 2 病床確保料の基準額は、専用病床1床につき1日当たり5,000円とする。
- 3 病床確保料における甲、乙、丙及び丁の負担額は別途協定を締結することとする。
- 4 病床確保料は、当該年度終了後の実績報告により精算することとし、病床確保料の基準額に当該年度の病床確保予定数を乗じて得た額の2分の1を半期ごとに概算払いすることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、みなと赤十字病院に対し乙が負担する病床確保料については、当該年度当初に横浜市みなと赤十字病院政策的医療交付金として交付できるものとする。
- 6 受入病院の責により患者の受け入れができない場合は、受入病院から再度受入が可能となった旨の申し出があるか、次に身体合併症の転院を受け入れる日の前日までの間は、受入

れができない病床数を病床確保料の算定数から除外する。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定にかかわらず、東部病院の病床確保数については、平成19年11月は1床、同年12月以降は2床確保するものとする。
- 3 第16条第3項の規定にかかわらず、平成19年度の東部病院に対する病床確保料については、当該年度の下半期以降に病床の確保を開始した場合であっても、下半期に係る病床確保料の全額を前払いできるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行し、同月1日以降に実施する事業にのみ適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。